

福井基署発 0130 第 1 号  
令和 6 年 1 月 30 日

一般社団法人福井県建設業協会 会長 殿

福井労働基準監督署長



建設業における災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働の取扱い、  
長時間労働の削減及び 36 協定の新様式の周知並びに冬季における労働災害  
防止に係る要請について

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登半島を中心に地震が発生し、福井県内の建設事業者においても、ライフラインや安全な道路交通の早期復旧にご尽力いただいているところ  
です。

地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応、急病への対応その他の人命  
又は公益を保護するための必要がある場合には、労働基準第 33 条第 1 項に基づき、労働基  
準監督署長あて許可申請又は届出を行うことにより、36 協定で定める延長時間とは別に、  
時間外・休日労働を行わせることができます。

「雪害」については、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満  
たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業や除雪作業に必要不可欠に付  
随する業務（降雪前の見回り業務、凍結防止剤の散布業務等）は、労働基準法第 33 条の許  
可の対象に含まれます。

今般、別添 1 及び 2 のとおり福井労働局ホームページにおいて、労働基準第 33 条第 1 項  
に基づく「非常災害等の理由による労働時間延長の届」等の様式・手続きについて、案内  
ページを作成しました。能登半島地震及び雪害の対応等の際の参考としていただきますよ  
う、お願い申し上げます。

また、貴協会におかれましては、これまでも、働き方改革関連法を始め労働関係法令の  
遵守等に格別の御協力を賜ってきたところですが、令和 6 年 4 月 1 日からは建設業にも労  
働時間の上限規制が適用され、36 協定も新しい様式にて届出が必要となる事業者も多くい  
ますので、別添 3 の使用する様式の種類及び各様式について、長時間労働の削減とともに  
会員事業場に周知啓発の御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、業務改善助成金なども御活用いただき、建設業における労働者の賃金引上げにつ  
いても、御検討いただくよう、お願い申し上げます。

加えて、12 月から 2 月までの降雪期には、積雪や凍結を原因とする転倒災害が多発する  
時期であり、福井労働局では別添 4 のとおり冬季無災害運動を実施しておりますので、今  
一度、会員事業場に対する周知啓発への御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

ニュース&amp;トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

[↑ 福井労働局](#) > [各種法令・制度・手続き](#) > [労働基準・労働契約関係](#) > 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働について（労働基

# 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働について（労働基準法第33条第1項）

## 項目

- [\(1\) 制度のポイント](#)
- [\(2\) 手続きについて](#)
- [\(3\) 許可基準について](#)
- [\(4\) Q&A・リーフレット](#)
- [\(5\) 厚生労働省の情報（リンク）](#)

## (1) 制度のポイント

- 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、36協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができます（労働基準法第33条第1項）。
- 労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働は、**必要な限度の範囲内**に限り認められます。  
（※）認められる範囲は、● [\(3\) 許可基準について](#)に基づき、個別具体的に判断されます。

## 注意点

- 労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働について、割増賃金の支払いが必要です。
- 過重労働による健康障害を防止するため、時間外労働は月45時間以内とすることが重要です。
- 使用者は、やむを得ず長時間労働となった労働者に対し、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を行ってください。

## (2) 手続きについて

- 労働基準法33条第1項の適用には、事前の許可または事後の届出のいずれかの手続きが必要です。











- 所轄労働基準監督署長による許可（事前の許可）  
または
- 事態急迫のため許可を受ける暇がない場合は、事後に遅滞なく所轄労働基準監督署長へ届出（事後の届出）

### 提出書類

- 事前の許可または事後の届出に応じて、以下の1~4の書類を所轄労働基準監督署へご提出ください。

- 1 非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届（様式第6号）
- 2 災害その他避けることができない事由に該当するかどうか判断に資する資料  
（例）除雪作業に関する申請・届出の場合、国または地方自治体と事業場の間で締結された除雪作業委託契約書の写し等
- 3 （事後の届出について）①時間外労働を行った期間（日数）、②時間外労働を行った労働者の実人数、③各日の時間外労働時間数、④時間外労働を行った労働者の各日の人数、が分かる資料
- 4 （事後の届出について）①休日労働を行った労働者の実人数、②休日労働を行った労働者の各日の人数、が分かる資料

### 様式・記載例

- ▶  [（様式第6号）非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届（word）](#) 
- ▶  [（様式第6号）非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届（PDF）](#) 
- ▶  [（福井労働局参考資料）様式第6号（事後の届出・記載例）（PDF）](#) 
- ▶  [（福井労働局参考資料）様式第6号（事後の届出・別紙作成例）（excel）](#) 
- ▶  [（福井労働局参考資料）様式第6号（事後の届出・別紙作成例）（PDF）](#) 

### 提出方法

- 持参・郵送の場合は、2部（原本1部+控え1部）をご提出ください。  
（※）監督署が1部（原本）を受領し、会社に1部（控え）をお渡しします。また、郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 電子申請による手続きも可能です。

## (3) 許可基準について

### 許可基準

#### 令和元年6月7日基発0607第1号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」(抜粋)


- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- (2) 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。)、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- (3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- (4) 記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれること。

▶ [PDF 令和元年6月7日基発0607第1号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」\(全文\)](#) 

### 許可基準の留意点









#### 令和元年6月7日付け基監発0607第1号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について」(概要)

- (1) 許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加え、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれること。
- (2) 許可基準(2)の「雪害」については、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当すること**。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれるものであること。
- (3) 許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれること。
- (4) 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることもあり得ること。例えば、許可基準(4)においては、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」については、国や地方公共団体からの要請が含まれる。そのため、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となる。

▶ [PDF 令和元年6月7日付け基監発0607第1号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について」\(全文\)](#) 

---

## (4) Q&A・リーフレット

- ▶ [PDF 【厚生労働省】令和6年能登半島地震に関するQ&A（労働基準法第33条第1項関係）（令和6年1月10日公表・令和6年1月12日更新）](#)    
令和6年能登半島地震の被害状況を踏まえた、労基法第33条第1項の考え方が示されています
- ▶ [PDF 【厚生労働省】建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A（令和5年7月6日公表）](#)    
項目「2 災害時における復旧及び復興の事業、労基法第33条第1項について」において、労基法第33条第1項の考え方が示されています。
- ▶ [PDF 【厚生労働省】建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A（追補分）（令和5年12月25日公表）](#)    
項目「追3～追8・追10」において、労基法第33条第1項の考え方が示されています。令和5年7月6日公表の追補分Q&Aです。
- ▶ [PDF 【厚生労働省】（リーフレット）災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等について～労働基準法第33条～](#)  

 [ページの先頭へ戻る](#)

---

## (5) 厚生労働省の情報（リンク）

- ▶ [【厚生労働省】労働基準法第33条（災害時の時間外労働等）について](#)
- ▶ [【厚生労働省】労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について](#)

厚生労働省 **福井労働局** [ホーム](#)

▼ 本文へ ▼ お問い合わせ ▼ よくあるご質問 ▼ サイトマップ

Google カスタム検索

[ニュース&トピックス](#) | 
 [各種法令・制度・手続き](#) | 
 [事例・統計情報](#) | 
 [窓口案内](#) | 
 [労働局について](#)



ハローワーク三国ご利用の皆様へ！ 令和6年1月12日（金）から庁舎敷地駐車場への車の乗り入れが可能となりました。庁舎前国道の補修工事期間中、お車で来所されたお客様には、ご不便とご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

▶ [福井県内の特定最低賃金（繊維機械・金属加工機械製造業）が、令和5年12月24日から933円に改正されました。詳しくはこちらから](#)



### 目的や内容で探す

- [事業主の方](#)
- [就労中の方](#)
- [求職中の方](#)
- [LINE 福井労働局・ハローワーク公式LINE](#)

- 仕事を探す
- 労働条件について
- 助成金について
- 安全衛生について
- 派遣・パート・有期 相談窓口等
- 統計情報
- 労働保険・労災保険・雇用保険
- 職場の疑問・トラブル
- 男女均等・女性活躍・育児介護・ハラスメント等

**最低賃金**  
**931円/時間**  
令和5年10月1日～  
[▶ 最低賃金の詳細](#)

**お役立ち情報**

- 法令・様式集
- パンフレット・リーフレット
- 調査・売払情報
- 電子申請 (e-Gov)

[ニュース&トピックス](#) | 
 [各種法令・制度・手続き](#) | 
 [事例・統計情報](#) | 
 [窓口案内](#) | 
 [労働局について](#)

↑ [福井労働局](#) > [各種法令・制度・手続き](#) > [労働基準・労働契約関係](#) > [労働条件について](#)

## 労働条件について

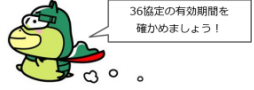
### 労働条件

- [\(1\) お知らせ](#) | [\(2\) 説明会・セミナー](#) | [\(3\) 様式・パンフレット・リーフレット](#)
- [\(4\) 労働基準関係法令](#) | [\(5\) 監督指導](#) | [\(6\) 相談窓口・支援事業](#)

#### (1) お知らせ

##### そろそろ、36協定の届出時期ではありませんか

- 時間外労働・休日労働をおこなうには、毎年、36協定の届出が必要です。
- ▶ [時間外・休日労働を行うには](#)



##### 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働について（労働基準法第33条第1項）

- 制度の概要や手続きの方法をご案内しているほか、様式第6号「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書・届」の様式・記載例も掲載しています。
- ▶ [災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働について（労働基準法第33条第1項）](#)

##### 労働基準監督署からのお知らせ

- 各労働基準監督署より、署独自の取組みや情報を発信しています。
- ▶ [労働基準監督署からのお知らせ](#)

**各種法令・制度・手続き**

- 法改正・制度改正のご案内
- 労働基準・労働契約関係
  - 法令・制度
- 安全衛生関係
- 賃金・家内労働関係
- 労働保険関係
  - 労働保険関係
  - 労災保険関係
  - 雇用保険関係
- 職業紹介関係
  - 雇用均等関係
  - 労働者派遣事業関係
  - 職業訓練関係
- 各種助成金制度
- 有料無料職業紹介関係
- 個別労働紛争解決制度
- 情報公開・個人情報保護関係
- 法令・様式集
- 公益通報者の保護

非常災害等の理由による  
 労働時間延長 許可申請書  
 休日労働 届

様式第6号 (第13条第2項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
時間延長を必要とする事由	時間延長を行う期間及び延長時間	労働者数
休日労働を必要とする事由	休日労働を行う年月日	労働者数

年 月 日

職名  
 使用者  
 氏名

労働基準監督署長 殿

備考 「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。

## 労働時間延長 許可申請書

非常災害等の理由による

休日労働 届

## 様式第6号 (第13条第2項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
建設業	さばかに建設株式会社 福井支店	福井県福井市〇〇町1-2-3
時間延長を必要とする事由	時間延長を行う期間及び延長時間	労働者数
災害(雪害)への対応 (除雪作業の出動依頼への対応)	2023年12月26日から2024年1月10日 (別紙の通り)	5人
休日労働を必要とする事由	休日労働を行う年月日	労働者数
災害(雪害)への対応 (除雪作業の出動依頼への対応)	2023年12月31日・2024年1月7日 (別紙の通り)	3人

2024年1月25日

使用  
者  
職名 代表取締役社長  
氏名 越前 太郎

〇〇 労働基準監督署長 殿

備考 「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。



## 建設業における時間外労働・休日労働に関する協定届の種類

協定の期間の始期 (最初の日)	限度時間(※)を超えて時間外・休日労働を行わせるか		様式
令和6年3月31日 まで	行わせない		様式第9号 又は 様式第9号の4
	行わせる		様式第9号の2 又は 様式第9号の4
令和6年4月1日 以降	災害時の復旧・復興の 対応を含むか	限度時間(※)を超 えて時間外・休日労 働を行わせるか	様式
	含まない	行わせない	様式第9号
		行わせる	様式第9号の2
	含む	行わせない	様式第9号の3の2
		行わせる	様式第9号の3の3

このほかに、事業場外労働に関する協定の内容を付記して届け出る様式、労使委員会の決議届として届け出る様式、労働時間等設定改善委員会の決議届として届け出る様式があります。

## ※ 限度時間

1か月について45時間及び1年について360時間(対象期間が3か月を超える期間の1年単位の変形労働時間制により労働させる場合は、1か月について42時間及び1年間について320時間)

# 冬季無災害運動推進

運動期間

令和5年12月1日～令和6年2月29日

## こんな所が危険です！

### 屋外通路

### 出入口 (段差・スロープ等)

### 駐車場 (車周辺+歩行中)

冬季特有災害の事故の型では転倒災害が大部分を占め、特に事業場玄関、屋外通路、駐車場で多く発生しています。

冬季特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

冬季無災害期間前に、**照明設備の確認**や**凍結防止剤・マット等**の準備をしましょう。

## 凍結も圧雪もシャーベットも 転倒リスクが潜んでいます

### 転倒災害防止のポイント

- ①屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
- ②事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ③夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
- ④耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ⑤屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

